

令和8年度 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務 仕 様 書

1 総則

この仕様書は、地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務を円滑に遂行するため、その業務の範囲と業務要領を定めるものである。

2 業務名および業務場所

- (1) 業務名 令和8年度 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務
- (2) 業務場所 愛荘町内一円

3 目的

変化の激しい社会に対応するため、愛荘町内の児童生徒（学び手）自身が自ら課題を設定し、その課題を解決するために情報を収集・分析し、他者との意見交換や協働ができる「学習活動の場（年間を通した探求学習等企画講座）」を設けることで、子どもたちの「自ら学び自ら考える力」および「地域への愛着」をより一層高めることを目的とする。

4 業務期間

契約締結の日 から 令和9年3月31日（水）まで

5 業務概要

- (1) 対象
本業務で実施する講座等の受講対象は、原則、愛荘町在住の小学生および中学生とする。ただし、各講座の参加者が定員に満たない場合は、この限りでない。
- (2) 業務の種類
ア 探求学習等企画講座の実施
イ 広報・情報発信
ウ 報告・調査業務

6 業務内容

- (1) 探求学習等企画講座の実施
ア 企画講座は、SDGs、科学技術、理数、STEAM、デジタル、プログラミング、政策立案、ビジネスなどのテーマから企画検討すること。
イ 町民や町内事業者等の調査およびヒアリングを行ったうえで企画講座の協力者を募り、本業務に趣旨に相応しい講師を選定すること。
ウ 講座の実施回数は、月平均4講座以上とし、うち半数以上は町内事業者等と連携した講座を実施すること。
エ 講座内容および会場は、分野、形式、依頼する講師・団体等のバランスを考慮して決定すること。
- (2) 広報・情報発信
ア 本業務における講座参加者を広く募集するため、チラシ、スケジュール、応募フォーム等を作成し、周知すること。

イ SNSやWEBサイト等を活用して、講座参加者の募集や活動報告等の広報および情報発信に努めること。

(3) 報告・調査業務

ア 本業務の活動報告

(7) 月毎に講座毎の応募者数、参加者数や実施内容等を町教育委員会へ報告する。
なお、報告期日は、翌月10日までとする。

(4) 事業終了に伴い、業務完了報告書を町教育委員会へ納品する。

※ 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものであり、受注者は本業務の過程および結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表してはならない。

イ アンケート等調査・分析

(7) 講座運営に対する町民ニーズや利用者層、参加者等の満足度等について把握し、講座の改善に活用するため、必要に応じて講座後にアンケート調査を行うこと。なお、アンケートの内容や実施方法については、町教育委員会と協議の上で決定する。

(4) アンケートについては、以下の項目が調査できるように作成する。

A 参加者の状況（参加者延べ数及び実数、講座別、月別、分野別、講座形式別、居住地別、学校別、学年別、参加のきっかけ）

B 参加者の講座に対する満足度

C 参加者や保護者等のニーズ、要望、苦情等

D 探求学習等に対する参加者の意識等

E リピーターの把握（参加者実数、回数別、学年別）

(4) アンケート調査と分析の結果は、事業完了後に提出する業務完了報告書とともに提出すること。

7 業務計画書

受注者は本業務を進めるにあたり、発注者と受注者が合意すべき事項を取りまとめた計画書（プロジェクト体制、従事者・講師名簿、業務内容および詳細スケジュール等。以下「業務計画書」という。）の案を作成し、本事業の契約締結後すみやかにその内容を発注者に説明すること。業務計画書は発注者の承認をもって決定する。

また、業務計画書の進捗管理は受注者が責任をもって行うものとし、変更が必要となった場合、受注者は速やかに変更案を作成し、その内容について発注者と協議すること。業務計画書の変更については、発注者の承認をもって決定する。

8 業務遂行上の留意事項

(1) 受注者は本仕様書に従い、関係法令を遵守して業務を実施すること。

(2) 本業務の履行に必要な機器および物品等は、原則受注者の負担とする。

(3) 本業務について、学校運営に支障をきたす事故等が発生し、講師が原因である場合には、受注者はすみやかに報告書にまとめ、発注者へ提出すること。また、その事故が講師の故意または過失によるものである場合には、受注者の責任において、必要な対応を行うものとする。

(4) 業務の履行に当たり、発注者が不相当であると認める事項については、受注者は直ちに業務改善の措置を講じなければならない。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受託業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、教育委員会との協議により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

10 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。